

独立革命期の ニュー・イングランド植民地商人の研究(二)

—17世紀後半の
マサチューセッツ湾植民地商人について—

仲田光

はじめに

前稿¹⁾で、ヨーロッパ近代資本主義的生産様式乃至生産関係の発展を基底に、イングランドに於て、ピューリタンと国王との衝突の結果、1649年議会派のクロムウェルによる「コモンウェルス民国」の建設となつたが、大西洋を隔てて、ニュー・イングランド植民地においても、同時期1630年本国イギリスの圧政を脱し新天地を開いたピューリタンによるマサチューセッツ湾植民地「コモンウェルス新しき國」の創設を述べた。しかもその後全36年、この新植民地の一部住民は、信教上の自由独立を求めて全湾植民地を離れ、ロードアイランドとコネティカットの二植民地に分立する事態が起り、後者は移住後2~3年して、近代民主主義的な最初の成文憲法と称せられた基本法を制定するなど、同一民族が、それぞれの信教上の運動を媒介に、イギリスとアメリカ植民地共同体的なものを基とし、大西洋を隔てて、父祖伝來のそれぞれの商業的、血縁的、思想、宗教上の強い絆が、初期アメリカの成長期の根底的な力を構成していたと考えてよからう。即ちそこにはいかなる政府も侵し得ない「イギリス人の権利と自由」の十全な自覚が見られ

る。イギリス人は、明確な罪状と適法手続きなしには逮捕監禁されないと、選挙された代表の票決による以外課税されないこと、立法議会議員は、選挙に際し干渉されることなく自由であり、会期中逮捕されず、又立法の自由を保証されていること等の思想は、アメリカ各植民地人もイギリス帝国の一員として、その心に深く受け入れていたと思われる。²⁾

客観的に見て、両者は同じ伝統から出た同じ政治的信条をもとに、共通の所を多く持っていたにもかかわらず、植民地期を通じ両者の政治行動上の争いを見るに、それらは二つの異なった伝統間の、或は、自由と民主主義を賭けた政治論の実践についての全く違った概念作用間の争いでなく、寧ろ抗争者同志が共に同じ憶測をしているために、争が益々烈しくなるもので、要はイディオロギー的であり、又、民族的な意味での家族間のもので、論争者同志が共に、価値のある独特の遺産と信じた名誉革命と 1701 年の王位継承法によって確立され確認された「イギリス憲法 (English Constitution)」³⁾ を擁護せんとした人々によって行なわれたため、上記の如く、争いは一層熾烈となっていました。

マサチュセッツ湾植民地に於ても、前稿に指摘した如く⁴⁾、植民地人は、イギリス人の伝統的な 1628 年の「権利の請願」や、1689 年の「権利の章典」等の文書に具現された諸思想の各面を固く保持し、その特有なタウン・ミーティングを底辺とする議会制による全民衆の参加の下に、民主化の推進が見られたと思われるが、その際の民衆の動きを「社会運動」或は「内部革命運動」と呼び、時にそれらを「保守派 (Conservatives)」と「急進派 (Radicals)」の争いと見る様態の指摘が学界に見られた。濃淡の差はあれ、アメリカ各植民地に特有な「イギリス人の権利と自由」の思想は、植民地時代を通じて、その底に着実に働いていて、マサチュセッツ等の「1689 年の革命」⁵⁾ の如く、イギリスの名誉革命期、アメリカ各植民地で、本国に対する植民地革命が起こされたことが指摘されねばならない。

半世紀にわたって争われたアメリカ革命史解釈に、1959 年新見解を提

独立革命期のニュー・イングランド植民地商人の研究(二)

示し、「アメリカ革命は、デモクラシーを達成するための運動ではなく、それを保持するための運動であった」とし、ジェンセン (M. Jensen)⁶⁾ 等の「内部革命説」⁷⁾ に反対の立場をとったブラウン (R.E. Brown) の「1691年と 1755年の間、アメリカ・イギリス間に不斷に不一致 (perpetual discordance) が明らかに存在した」とする指摘は、植民地期に絶えず示されたイギリス人とアメリカ植民地人両者双方に共通する人民主権の原理の解釈上の争点があったことを示したものと考えてよからう。

王政復古 (1660年) 以降、イギリス重商主義植民地体制が強化されてきたが、イギリス重商主義がその植民地体制を完成するため、自らに課した要請は、その植民地体制に含まれた矛盾の結節点としての当植民地を、本国の従属的構成部分として収奪を強めたことによるが、もともと上記の如く、供給地としての側面においての収奪の範囲が制限されていたこの植民地を、その工業製品の市場としての側面において、収奪することをも危うくするという結果をもたらしかねず、この植民地を含む中北部植民地は、イギリス重商主義の植民地体制に含まれた諸矛盾の結節点となって、本国の政策が植民地の主権と自由を不斷に脅かさんとし、両者共通の「イギリス人の権利と自由」の問題が、その間深刻に争われてきた時、その商業資本が本国の重商主義の保護下にあったイギリス商業資本の競争者として、その非難の主要な対象となり、この間植民地商人にとって、いやますイギリスへの社会的適応をせざるを得ぬ立場と、イギリス貿易に一層深く入り込むことは、政治的に従属的立場に立たざるを得ぬ恨みを増したに違いない。

かかる中で、政治的に植民地社会に重大な立場を占めてきた商人は、この間の政治、宗教、社会、経済的対立にいかに対処し、その商業を調整させたか。上記の如く、この植民地は他の植民地と異なり一にその生存を商業貿易に賭けねばならず、結局政治的、経済的に、当植民地にとっても本国にとっても重大な 1680年代の難局の中で、権力を獲得すると共に、彼等

商人層の階層的構造を定置した17世紀後半のマサチュセッツ商人の生活態様を考えてみたい。

- 注 1) 拙稿「独立革命期のニュー・イングランド植民地商人の研究」(→
—初期ニュー・イングランド・タウン=コミュニティの商人について—
(千葉敬愛経済大学研究論集第19号, 1981.)
- 2) Sosin, J.M. English America and the Restoration Monarchy of Charles II, 1980, pp.1-4.
- 3) Derry, J. English politics and the American Revolution, 1976, pp. 2~25.
- 4) 拙稿「上掲書」299—301頁
- 5) Lovejoy, D.S. Two American Revolutions, 1689 and 1776, in "Three British Revolutions, 1641, 1688, 1776." edited by J.G.A. Pocock, 1980, p.250
- 6) Brown, R.E., Middle Class Democracy and the Revolution in Massachusetts, 1691-1780, p.148.
- 7) Jensen, M., The Articles of Confederation, 1959, pp.16-53.
- 8) Brown, op. cit., pp.120-149.

1.

前稿で指摘の如く¹⁾、ニュー・イングランドは南部の諸植民地と異り、この植民地の重要な生産物である農作物、酪農品は、イギリスの農業及び酪農業の生産物と直接競合する関係にあって、事実1660年から本国はこれらの輸入を禁止し²⁾、独立革命期に至る迄、マサチュセッツ湾植民地自体、その生産並びに生活に必要なイギリス製品への支払手段=見返物資の獲得のためには、対内一対外貿易と各種農産物の生産が絶対的に必要で、漸やく1650年に食糧が輸入から輸出に転じうる段階に至った³⁾。然し母国の工業製品となると、未だ輸入の継続を絶対的に求めざるを得ない状態で、その打開のため広汎な外国市場の開発に努め、その見返りとして工業製品を輸入せざるを得ず、貿易は大きく繁栄してきた。このため前稿で指摘の

独立革命期のニュー・イングランド植民地商人の研究(二)

如く⁴⁾、この時点に至ると、訴訟処理のためボストンにできた下級裁判所には、^{ジェネラル・コート}総議会が7人の商人を新裁判官として任命していた程、商人の社会的地位も上ってきていた。

当時イギリスは、16世紀から17世紀にかけてのスペイン帝国打倒につき、重商主義帝国完成のため商業的競争国の抑圧につとめ、既に、17世紀中期当時、イギリスのピューリタン革命派は、1650年と全51年航海条令を定め、52年から54年にかけて第1次オランダ戦争を開始し、オランダを始め外国船舶の排除を図った。然しイギリス本国には植民地貿易全体を処理するに足る船舶がないため、ニュー・イングランド植民地商人は自らこれを補う役割を果たし、寧ろイギリス、オランダ間の抗争を通じ通商の自由を享受すると共に、オランダの勢力が植民地から排除されることによって、発展への大きな機会を得た程であった。

1660年の王政復古は、ニュー・イングランドの商人史にとって、重要な大転換であったといわれる。初期のピューリタン的敬虔な貿易商と異なり、この時代の商人の生活となると、王政復古により本国イギリスの社会的、経済的、宗教的、政治的制約に大きく影響された。上記の如く、この頃迄に商人は、大体本国と同等の権利を持ち、どの国とも、ある意味で貿易し、自治を確立し、経済的に自給体制を企画する迄に至っていた。彼等は革命政権下のイギリスで味った自由を失うことを恐れながら、復古王朝を疑惑の念で眺めた。1660年の終り頃、マサチューセッツのエンディコット(Endicott)総督はチャールズ二世に手紙を送り、市民的特権と宗教的自由をこれまで通り守るように懇請した。これに対する王の返書は、貿易と植民地の利益の増進を計かりたいとの月並みのものであったが、マサチューセッツとしては、王への帰順、イギリスへの政治権力の譲渡など聊かも⁶⁾考えなかった。

一方チャールズ二世の政府の植民地事項は、王の枢密院顧問官等の権限内に属していて、これら行政官は新帝国の結成に努め、母国の利益を目標

に事態の調整に当った。これは前革命政権に引き続く重商主義的政策で、植民地の利益を凡て国家の利益に従属させて、資本の本源的蓄積をはかり、⁷⁾国家権力を維持促進させるための政策であった。

イギリスの植民地従属視は法となり、1660年、1662年、1663年の各航海条令となって、植民地に負担を負わせる考えに至った。即ち運送は、イギリス本国では凡て本国の船舶で行なわなくてはならなくなると共に、生産されないタバコ、砂糖、綿、藍等の植物資源を列挙し、英本国にのみ送ることを規定したが、最後の1663年条令(Staple Act)では、ヨーロッパから直接英領植民地に物品を運ぶことを禁止した。オランダ戦争は第2次(1664～67)、第3次(1672～74)で終了し、英領アメリカへのオランダの脅威は去ったが、この成果の陰に、上記の如く、英領植民地商人の抬頭があり、これ迄植民地商人が懸命に作ってきた大西洋貿易システム⁸⁾は、本国の政治の必要に適合するよう再編成を要求されてきていた。オランダ戦争終了前に制定された1673年の通商条令(Trade Act)などは、植民地内の列挙物資の輸出に課税すると共に、北部商人が無税で南部の物資入手することを防ぐため、税官吏を派遣することを規定する等植民地の通商一引いては、その行政に対する本国の統制は一段と厳しくなって、英本国貿易の独占が企図されてきていた。⁹⁾第3次オランダ戦争の終った翌年1675年植民地問題を処理するこれ迄の審議会に代っておかれた「通商・拓植委員会(Lords of Trade and Plantation)」の如き、前の審議会とちがい、執行権を持ち、ロンドン大商人等を中心とする有力な人々から構成された点で、対植民地政策上重要であるが、この委員会は設置早々「帝国の中心から3,000哩かんなたの植民地は、本国の強力な効果的な政治的指導なくしては、植民地による本国の経済的利益を増進する努力は考えられない」との結論を出し、これ迄の政治的自由を制限する刷新政策を打ち出した。

要するにイギリス重商主義は「国民的独占」という航海諸条令の形式上

独立革命期のニュー・イングランド植民地商人の研究(二)

の外枠をそのまま残しながらも、同時にそれは内容的には、イギリス商業資本の競争者として抬頭するに至った同一帝国内の植民地商業資本の競争者を抑圧するための手段でもあるように変質させるに至ったが、後の18世紀の種々な貿易制限法による植民地商業資本の自由な貿易の制限と相まって、大西洋貿易の諸部門における植民地商業資本のイギリス商業資本に対する競争は、法律によって保護されているイギリス商業資本と、法律によってその利害が抑圧されている植民地商業資本という異った立場におかれた二つの商業資本間の競争であって、対等な立場でおこなわれる商業資本間の競争ではなく、そこに必然的に本国の諸法律を無視する植民地商業資本による非合法貿易=密貿易が発生し、イギリス商業資本の非難の主要な対象となって、本国と植民地それぞれの間に、経済的に政治的に大きな不満が生まれ、両者の対決が不斷に提起されてきていた。¹¹⁾

密輸の例を1~2あげると、航海法の強制が盛り上がり始めた1676年11月に「枢密院貿易委員会」は、アメリカ輸出貿易に従事の24人のロンドン商人署名の請願書を受領した。¹²⁾その中で彼等は「ニュー・イングランドの住民は、植民地全域に廉価で輸出できる品物を輸入し、ヨーロッパと不正貿易をしている」と訴え、「請願者等自身の貿易も植民地の不正な競争によって破壊されんとしておるのみならず、ニュー・イングランドを大西洋貿易の一大中心市場として、イングランドと陛下の収入に不利をきたすであろう」と訴えた。全年4月に貿易委員会長官は、呉服商と絹織物業者が提出した二通の請願書を受けとった。請願者等は、ニュー・イングランドのヨーロッパとの密輸貿易による陛下の関税の損害を年間6万ポンドと規定¹³⁾した。¹⁴⁾

ニュー・イングランド植民地指導者への植民地人の不満の訴え、或は、イギリス商人の密貿易商への非難が枢密院へ引き続きなされてきて、枢密院としても広汎な調査と恒久的な政策立案がなされねばならぬことが明らかとなり、王は「王命委員会(royal commissioners)」をニュー・イング

ランドに送るよう枢密院に命じた。その目的は諸植民地をイギリスの支配の下に固く引き入れ、イギリス人としての世俗的、宗教的義務と自由の特典が保たれることを強調することにあった。¹⁵⁾

1665年春、全委員会が、マサチュセッツ「総議会（General Court）」に信任状を出した時に、総議会は「委員会の権限へ従うことは、当地でこれ迄長く陛下の特許状の許可の下に設けた諸法規の実施と矛盾する。同植民地の権限を犯して同委員会の権限を選ばんとする者には賛成できない」との公式の回答をした、かように政治的権限の観点から、マサチュセッツ湾植民地をイギリス帝国の支配下におかんとした委員会の企図は失敗した。¹⁶⁾¹⁷⁾

1676年以前では、先にも触れたが、一般的に言うと、新イギリス貿易組織の中で、植民地人としての行動の利益が誇張されて言われる傾向はあったが、航海諸法の直接的影響は、何れかというと大したものではなかった。大体ニュー・イングランド商人によってなされた貿易は、1660年と1663年条令の指示に則つとった。これらの調節法の中には、大西洋諸島とヨーロッパへの商人の漁類、穀物、木材輸出を妨げるものはなかった。イギリスの植民地貿易に関与した外人商人に課せられた禁条は、競争を避けるように配慮されていたので有利であった、植民地人にヨーロッパから直接物資の輸入を禁じた1663年条令（Staple Act）は、植民地人の輸入する工業製品が、主としてイギリスからくるため、大した損害はなかった。¹⁸⁾

かのようにニュー・イングランド貿易の核心は、重商主義的には妥当であったが、輸入品種とそれをする場所、列挙品目の項目等から言うと、法的に違反も見え、厳格性を欠いている面も見えた。¹⁹⁾然し、1676年前には、ニュー・イングラング人は上記の如く、その貿易の何れも、比較的些細な点には拘束されなかった。というのは航海諸法の強制は、1660～75年間よりも、イギリスの事態から言うと、もっと適当な時期を選ぶ必要があった。諸法をきめ細かく強制する指示は各総督に送られたが、オランダ戦争

独立革命期のニュー・イングランド植民地商人の研究(二)

が終わる迄、イギリス政府は、各植民地長官に指令を書き勧告するのがやっとであった。これは商人等に全く関係のないヨーロッパの外交上の問題²¹⁾で、商人等の経済活動が犠牲にされたからであった。

- 注 1) 拙稿, op. cit., p.319.
- 2) Morison, S.E. & Commager, H.S., Growth of the American Republic, Vol. 1, 1942, pp.66—68.
- 3) 拙稿, op. cit., p.43, Bidwell and Falconer, History of Agriculture in the Northern U.S., 1620~1860, 1925, p.43.
- 4) 拙稿, op. cit., p.322.
- 5), 6) Beer, G.L., The Old Colonial System, 1660—1754, Vol. II, pp.237—239.
- 7) Derry, J., English Politics and the American Revolution, 1976, p.2.
- 8) Bailyn, B., The New England Merchants in the 17th Century, 1955, p.113.
- 9) Lovejoy, D.S., op. cit., p.244.
- 10) Ibid., p.245.
- 11) 宇治田富造「重商主義植民地体制論」Ⅱ, 1972, p.140.
- 12), 13), 14) Bailyn, ibid., p.152,
- 15) Beer, op. cit., p.247.
- 16), 17) Bailyn, ibid., p.120. Beer, ibid., p.248.
- 18), 19) Ibid., p.126.
- 20) Ibid., p.127.
- 21) Hall, M.G., The House of Lords, Edward Randolph and the Navigation Act of 1696, William and Mary Quarterly, Vol. XIV, No.4, Oct., p.496. イギリス国会の関心事を理解するためには、吾々はイギリスの内外にわたる商業の好奇心をそそる立場を先ず思い起こす必要がある。王政復古（1660）と名誉革命（1688）間、イギリスは非常な繁栄を味わった。特に外国貿易は着実に発展した。これら幸福な事態は、フランスとの開戦によって、1689年逆転した。イギリスの貿易の発展は海洋の支配にあった。ラ・ホー (La Hogue) の戦の後、フランスはイギリスの海洋貿易の破壊に集中的攻撃を加え、イギリスの海軍は適当な護衛艦の準備の不可能さに苦腦した。或る見積りによると、1692年末前に、3000隻のイギリスの商船は、フランスの私掠船に倒された。^{プライヴァティア}王政復古後の外国貿易で得たものは全部失われた。然し、同じ頃イギリス国内の経済は発展したが、戦争の長期化によって海運業は拘束されたため、資本投資の重要なさばけ口は、増加する資金が海外の安全な投資口

を求めていても無駄なまま 1697 年迄ピンチに陥っていた。

2.

ニュー・イングランドの新取引契約に適用される積年の規則に加え、1673 年法には、上記の如く、他の二つの航海条令の何れよりも深刻な内容が加えられた。この法は、事実、大体はニュー・イングランド商人に対する本国イギリスで起った不満に応えて通されたものであった。航海諸条令を守らせんとして、上記の如く、1664 年に、「王命委員会」がマサチュセッツ湾植民地に派遣されて失敗したことへの批判は、何時迄も消えず、植民地貿易従事の商人等が、曖昧なその間の言辞を利用し、1660 年の列挙条項を避け抜けているという批判が繰り返し出された。

商人、特にニュー・イングランド商人が、植民地の諸港から列挙物資を再輸出することは、イギリスからそれらを再輸出することと同じで、結果的には、彼等は砂糖やタバコを、生産地或は製造所から、ニュー・イングランドに配達することに何等のやましさを感じなかつた。彼等はそこで合成の貨物を作り、それらを直接フランス、オランダ、或は、スペインに送っていたわけである。列挙品目の漏れ口を防ぐために作られた所の 1773 年「Trade Act(通商条令)」中の、「植民地輸出税 (plantation duty)」は、一般の適法の貿易をも脅かすものと判断されるに至つて、商人の立場を苦しめた。上記の 1663 年条令 (Staple Act 市場条令) も同じく、植民地商人にとって不快な存在であった。ピューリタン革命やピューリタン支配の時期を通じて、上記の如く、自由に貿易した彼等にとって、かかることは基本的人権への侵害にほかならなかつた。これに対し、イギリス商人の立場から言うと、関税を回避した植民地商人の方が、植民地市場において

独立革命期のニュー・イングランド植民地商人の研究(二)

て、イギリス商人よりも安く売ることができ、帝国内部から新たな競争者を出すことにもなり、1676年、アメリカへの輸出貿易従事の24名のロンドン商人は、「貿易委員会（Lords of Trade）」へ嘆願者を出すに至った。

「貿易委員会」としても、全年、事態の完全な調査を始め、手に届く不満を研究し、ロンドンの有識者と相談の結果、政治的、経済的に、ニュー・イングランド人の母国への不服従は異常であると認めることに一致した。然し、決定的手段を探ることは将来に延期し、当面はニュー・イングランドの諸情勢の徹底的調査をおこなうことに決した。

エドワード・ランドルフ（Edward Randolph）¹⁾がニュー・イングランド諸植民地と長期にわたって関係を持つに至ったのは、ニュー・イングランド人の不正貿易の大部を停止させんとする貿易諸条令の厳重実施を命じた諸植民地総督への王の回覧書が送られたことに関連していた。彼は王の手紙と関連文書の交付を委託されると共に、同植民地の回答を持ち帰るよう指令された。加えてランドルフは、同植民地の軍事力、貿易、商業、一般収入、イギリスへの意向等と共に、イギリスの法令を無効化する如き植民地の法律が実施されているかどうかの情報の蒐集を命じられた。

ランドルフは約10週間のうちに、ボストンに到着した。到着のち数時間で、^{カウンシル}国王の書状を植民地「評議会」に交付し、国王の回答を求めた。²⁾彼の尊大な態度と国王の書状は、ピューリタンの植民地高官等の敏感な自尊心を刺戟し、かかる回答を求める彼の権威の出処を求めた。かくしてマサチューセッツのピューリタン権力者とのこの初めての交渉は、其後長く続いた敵対的ムードを生んだ。

ボストンでイギリスへの回答を待つ間、彼は住民やその政府、貿易のこと等充分に研究できた。滞在中彼の見た不正貿易についての説明を求めた時、総督レヴェレットは「国王と議会によって作られた法律は、ニュー・イングランドの利益と両立するものを除いては、彼等を何等義務付けるものではない。彼等に固有の立法上の権限は、法律を特許状によって自由に

イギリスの法律に違反しないようにならしめることができる。そして係争中の凡べての問題は、国王に対する上訴を否定し、彼等の最後の決意によって結末がつけらるべきである」と。³⁾ 総督のこの声明と、ボストン滯在中目撃した密輸入の事実に接してランドルフは、マサチュセッツ湾植民地の政治体制の徹底的な変革の必要を感じてイギリスに帰国したことは驚くに当らない。政治的理由ばかりでなく、貿易法や航海諸法に具現されている経済政策の運用を効果あらしめるために、彼はこれを緊要のことと思った。ランドルフは「マサチュセッツは頑固に延引策をとろうとするだろうし、代理者を送れという王命を無視するだろう」と確信を以って予言しうるとしたが、この際は全植民地はこれに従つた。⁴⁾ 然し係争中の根本問題は、これらの狭少な限界を遙に越えていた。付隨的な問題は凡べて捨て去って、現在の問題点として見ると、一体マサチュセッツは、イギリスの植民地として残り、帝国の重要な一員となりうるか、或は、母国イギリスと政治的提携を深めうるかの何れかであった。疑いなく現実の異例な状態は打破せねばならなかつた。

この危機の状況の中で要求された問題点に関するランドルフの見解は、彼がイギリスに帰還後間もなく政府に提出された報告に具体化されていた。その中で彼は、マサチュセッツ特許状の法的正当性を攻撃し、「同植民地はイギリスに対する上訴を否定して一つの共和国を形式しており、忠誠の宣誓をしない」と訴えた。「彼等は自植民地の刻印をもつ貨幣を鑄造したり、宗教上の反対者に対して死刑を科して、正当な権限を越えて行動している」と各種の事態を引用して訴えた後、「彼等は凡べての航海諸条令に違反しており、イギリスの毎年の損失は 10 万ポンドにたつする」と述べている。そして彼はその対策として、当時ヴァージニアに駐留していたイギリス軍隊を使用してこの植民地を屈服させ、この地域を国王の権威のもとにおくことを提案した。⁵⁾ この時からマサチュセッツ特許状取消しの動きが始つた。多くの者にとって、このことこそ現実の難局を救う唯一つの手段

独立革命期のニュー・イングランド植民地商人の研究(二)
のように見えたに違いない。⁸⁾

枢密院貿易委員会は、1677年の段階で、特許状の取り消しという決定的なこと迄には至らず、マサチュセッツ植民地エイジェントに対し、領土の問題、貨幣鑄造の問題、イギリスの国法に反する植民地立法の問題、及び、航海諸条令の違反の問題等について、マサチュセッツ湾植民地当局のこれまでの態度を非難し訓戒したが、全年10月10日、全植民地総会は次の如く宣言し、その考え方を示した。

「イギリスの法律は四つの海の内部に限られており、アメリカ迄は達しない。ここにおける陛下の臣民はイギリス議会に代表されておらないのだから、われわれは、その法律によってわれわれの貿易が妨げられると考えていかないし、又、そうだからと言って、国王陛下に対するわれわれの相対的な忠誠が減じられるとも考えていない」と。⁹⁾

本国イギリスは、マサチュセッツ湾植民地当局の代表に、全年7月に指示し、今後一層従順になれと言って成行きを見守ったものの、マサチュセッツのこのような強硬な態度はイギリス本国を刺戟し、翌78年4月に、貿易委員会は、マサチュセッツの特許状の取り消しと、国王任命の総督の派遣だけが、この植民地をイギリス支配下にとどめうる唯一の方法であるということに見解の一致を見いたしました。¹⁰⁾これと同時に特許状否定の処置を次第に敷くと共に、ニュー・イングランド植民地の各総督に指令し、各方面で航海条令を強行させる誓いをとらせた。全年6月には、貿易委員会はランドルフを、ニュー・イングランドにおける植民地輸出税の徵稅官に任命した。その任務は、マサチュセッツ湾植民地および他のニュー・イングランド植民地において、すべての航海条令等の施行に努力させることであった。植民地で嫌がられ、恐れられたのは、徵稅官としてより、母国政府の代表ということで、ランドルフの前途に多くの困難が待ち受けていたのは、植民地のイギリス本国の経済政策に反対のためであった。

- 注 1) 私欲烈しく、イギリス国教徒で、頑固なロイアリスト、植民地をイギリスの所有物と見、その頑明な態度は、植民地人から非常に嫌われた。イギリス重商主義の植民地経営の歴史の中で活躍し、枢密院貿易委員会の植民地抑圧と密接に関連する (Bailyn, B., op. cit., p.154.)
- 2) Bailyn, B., op. cit., p.155.
- 3) Beer, G.L., op. cit., p.267. Bailyn, op. cit., pp.155-6.
- 4) Beer, op. cit., p.268.
- 5), 6) Ibid., p.269.
- 7) Ibid., p.270.
- 8), 9), 10) Bailyn, op. cit., p.158.
- 11) Ibid., pp.158-9.

3.

商人グループが、かつて強力だったピューリタン教会の慣例を破ると、これ迄の自由公民 (freemen) と非自由公民 (non-freemen) 間の身分差が意識されなくなった。教会と国家の初期の制度からきた差別も、最早大多数の商人間では効果がなくなって、商人は今や旧制度の固執者の権威に対する挑戦者の立場を占めることになり、彼等への脅威となつたが、80年代の終り頃迄は、その影響力は未だ政治制度を全面的に変える程には至らなかつた。¹⁾ 然し結局それは制度を変える前段階には至つていたと思われる。ニュー・イングランド地方の大きな開港都市、殊にヨーロッパと不斷に接触していたボストンの如き商業社会 (business community) は、新時代の精神を代表し、社会の安定、秩序、センスの感得と共に、国際商業社会の市民たる精神を身に付けていた。商人等としては、当然、彼等の経済的、社会的影響力につりあった政治力を、何等かの方面的援助により得たがっていた。この終局の目的が、結局彼等の経済的繁栄を脅かすイギリスの植民地行政にたずさわる国王の官僚—上記ランドルフという形できたことは、ある意味で不幸であった。商人層としても、ランドルフの野望と

独立革命期のニュー・イングランド植民地商人の研究(二)

本国の枢密院貿易委員会の意図が、彼等の商業的利益と本質的に相容れないものであることは知っていたが、この両者の談合の曉の解決は、商人層のイギリスの友人なり重要な取り引き先きのことを考えると、航海条令の最悪の結果をまぬかなくともすむ希望が何とかもたれた。ランドルフの必要と「貿易委員会」の意向の中に、彼等は直接の政治目標を達し得る機会を見ていた。

1680年代は、1684年のマサチュセッツ湾植民地特許状の廃止、1688年のイギリスの名誉革命に伴う全89年の「植民地の反乱」等ニュー・イングランドの一連の政治的事件となって、商人層の最後の発展の背景をなし、その激動の過程で、ニュー・イングランド商人層の権力獲得が実現されると同時に、次記に触れる如く、商人の階層的構造等が最終的に形式されるに至った。

1682年2月に、マサチュセッツ植民地は、同植民地によってこれ迄施行されたいかなるものにも勝る重大な一法律を制定した。この法律は、ランドルフの権限に関するものと重複し、彼の事務施行の障礙ともなるものであるが、それと共に、航海条令の実施を全部植民地役人の手中に収めんとするものであった。²⁾問題のこのマサチュセッツ植民地の「海事局法」(Naval Office Act)は、1660年と全63年航海諸条令や列挙品目条令に則り、イギリス税関の官吏発行の証明書をとる形式になっていた。ランドルフは「この法律は、国王の1675年の宣言を無視し、イギリス本国の植民地貿易諸法を構成する基本法を無効にするのみならず特にそれは、³⁾1662年と1673年法を無効にするものである」と指弾した。これらの法律は、全植民地では無効と看做され、上記の如く、最後の1673年法は、ランドルフの権限が関係していた。この「海事局法」の施行により事態を緊迫させた重要な問題は、ランドルフの計画を挫折させるため障碍となることと、本国議会の法律の植民地における有効性の問題であった。これらのことのために、ランドルフが再び特許状の取り消しのための手続をはじめ

るようすに提言したのも当然である。

この時点に至ってマサチューセッツ総会は、再び、航海諸法の実施に適合するように、前年の「海事局法」に若干修正を加えはしたが、その基本的政治体制に根本的改正を加えることを固く拒否したため、特許状廃止という結果は到底避けがたかった。従って、1683年夏、法務長官は政府から、マサチューセッツ特許状に対する審問令状の手続きを取り始めるよう指令された。根本的な告発理由は、「各種事例から判断して、全植民地は、その特許状で認められた諸権限を逸脱し、政治的統一体たることを破碎した」ことにあった。

斯様にして、50年以上にわたり実質的に完全自治、政治的に独立に近い状態だったマサチューセッツは、特許状の自由を失い、国王の直接支配の下にはいった。特許状の取消しに先立つ20年間の交渉の間、イギリス政府は非常な我慢強さを見せた。マサチューセッツの状態は、自給自足的な商業帝国の経済構造の中で、独自の立場を占め、帝国主義の理念の何れにも該当しなかったし、当時の植民地の価値判断上の経済的基準から言っても、先に記した如く、この植民地に固有の経済構造のゆえに、その再生産の諸条件がプランテーション型植民地のそれとは、確かに欠けているものがあった。王政復古時代の政治家等は、イギリスがこの植民地を持っていることで、不利以外の何ものでもないと見ていたが⁴⁾、オランダに次ぐ英・仏帝国主義対決を迎えた中で、紛争を興しているアメリカ植民地を、フランスに手渡すことになると、イギリスの威信を失うと共に、南部のタバコ植民地の安全を脅かすものと考えられて断固たる処置がとられたと見てよい。

「同植民地が疑いを持たず貿易諸法の有効性を認め、ランドルフがそれら法律を施行するのを妨碍する代わりに援助していたなら、特許状の取り消しは、大体間違なくさけられたであろう」とする史家もあるが⁵⁾、上記の如く工業が未発達な状態にあり、対外貿易だけがこの植民地の再生産に

独立革命期のニュー・イングランド植民地商人の研究(二)

とって唯一とも言える17世紀後半のこの植民地の経済の発展段階において、イギリス商業資本との競争において、法制上の不平等な立場におかれ、不利な競争の条件下で、植民地の機能を十分に發揮させるためには、イギリスの貿易制限法の違反も敢てし、あげくには、イギリス本国との政治的対立を招く危険はあるとしても、1682年の「海事所法」(Naval Office Act)の如く、植民地自身の法の制定によって、この植民地の商業資本に課せられた法制上の不平等を、出来得る限り克服する必要もあったであろう。特許状の取り消しは避けられても、諸種の法制上の制限を受けている中で、植民地の経済生活はいかになるか。植民地創設以来、本国イギリス人と同等に持つと信ずる「イギリス人の権利と自由」なき自治は考えられるか。マサチュセッツ湾植民地人にとって切実な問題で、神権政治の担当者は勿論、商人層にとっても微妙な問題であった。

然し、全体的に言って、貿易諸法の厳重な施行をされても、マサチュセツの一般的経済発展には、その影響は左程ではなかったとも言われる。⁶⁾これ迄のシステムへのこの植民地の頑固な反対は、一部は純経済的動機よりも、他に起因していることもありえたとされる。⁷⁾イギリスの意向は主に、今後の商業組織を守るために、これら諸法への同植民地の完全な遵守の獲得を求めるにあったが、マサチュセツの反対は、それら諸法の完全な承認からくる政治的結果におかれていた。イギリス政府の非難の本旨は、マサチュセツは正当な手続きなしに、一国家たることを要求することは不合理であるとすることにあった。その多くの公式、非公式発言と行動からして、マサチュセツは自国を母国と殆ど関係をもたない^{コモンウェルス}国家とみなしていたことは明らかであった。かかる意味で同植民地は、イギリス議会の優越性を認めようとせず、同趣旨の特別規程が、同植民地の立法部で作成されざる限り、貿易諸法(Acts of Trade)はその管轄圏内では通用しないと思っていた。然しイギリス政府の命令でかかる準備がされることとは、実質的な主権を要求する議会の威儀と独立性を損うかの如く考

えられ、かかる仕事は気の進まぬままに進められた。且又凡ての貿易諸法が植民地法に包含されたわけではなく、「植民地輸出税 (plantation duty)」を課した重要な「1673年法」の正当性は認められなかった。同様に同植民地は、執拗に上記ランドルフに反対した。これは彼等の貿易が単に彼に邪魔されたというだけからでなく、彼が、外国勢力かの如く彼等が見なしたものとの代表であり、且又、国王によって彼が与えられた権威がいかにあれ、それだけ植民地自治 (colony's self-government)⁷⁾ の権威が侮辱されるものと考えたからであった。

このマサチュセッツの立場は、殆ど守ることができなかった。その指導者の方針は、その論理的帰結が、特許状の失効か、イギリスとの凡ての政治的関係の断絶の何れかであって、同植民地は何れを選ぶかの用意がなかった。マサチュセッツとしては、完全独立の負担や責任を負う考えはなかったし、彼様な帰結をよく考えたかも知れない人々は、イギリスが黙認したとしても、その不可能をよく知っていた。航海諸法は、イギリスにおける彼等の船の売却を不可能とし、他のイギリス植民地との貿易を困難にするだろうから、独立は経済的滅亡を不可避とするだろう。上記の如く、この植民地に固有の経済構造のゆえに、他のプランテーション型植民地の再生産の諸条件と異り、他の民族に反乱・反抗も出来ない。彼等の船は、西インド諸島のイギリスの港にはいられないだろうし、地中海でも、海賊の攻勢で仕事ができないだろう。且又、マサチュセッツは攻勢のフランス隣人に對し、植民地に於て強力なイギリス武力を必要とした。かようにしてマサチュセッツは帝国内に留ることを余儀なくされたが、半面一植民地の特権は要求し、大半の余儀ない義務や責任は無視してきた。特許状の廃止を必然的にしたのは、この異例の立場にあったが、商人として植民地社会の指導的立場にあらんとしておる時、かかる諸矛盾の中で、それらを開拓し、經濟的に、伝統的正義と自由を生かし、自らの立場を生かさねばならなかつた。かかる時1689年の本国への反乱と1691年下付のマサチュセッツ植民

独立革命期のニュー・イングランド植民地商人の研究(二)

地に対する新特許状の性格をいかに考うべきであろうか。

- 注 1) Bailyn, B, op. cit., p.160.
2) Beer, G.L., op. cit., p.296.
3) Beer, G.L., op. cit., pp.297 - 298.
4) Beer, Ibid., 306.
5) Ibid., p.307.
6) Ibid., p.310.
7) Ibid., p.310.
8) Ibid., p.312.

4.

マサチュセッツ湾植民地のピューリタン神権政治の反対者、特に商人層は、マ湾植民地特許状の失効によって、その政治的展望を開らくことに成功すると共に、(一時的ながら)¹⁾マサチュセッツとニュー・ハンプシャーの二植民地を支配する新審議会と総督の指名を取得することに成功した。この達成によって、独立心旺盛な彼等商人等は、彼等の政治的野心を完全に満足させた。新総督としてジョゼフ・ダドリー (Joseph Dudly) がその職につき、新審議会の議員の選出は、総督によって行なわれた。その圧倒的部分はこの植民地の指導的商人及びその縁故者であった。審議会はダドリーによって主宰されたが、実質的にはリチャード・ウォートン (Richard Wharton)²⁾によって支配された。商人等は、王政復古後 20 年間の中で始めて、最高の社会的重要な地位を取得した。彼等の権威に少しの反対もなく、集会の諸制限からも自由で、商人等は政治的特権の立場に満足していた。彼等は 1685 年から 86 年迄の 20 ヶ月間、北部ニュー・イングランド植民地の支配者として、政治の色々のテクニックを使い、それぞれの利益を増進した。然し、大西洋を隔てて、斯様な独立した自由な地方勢力は、重商主義帝国の中で、長くその地位を保持することは不可能であつた。³⁾

ダドリーの審議会は、ジェイムズ2世の側近が植民地支配の完全な再組織案を完成する迄、継続された。1686年に彼等は、ダドレイを、エドモンド・アンドロス卿 (Sir Edmund Andros) ⁵⁾ と交替させ、審議会を拡大して、凡てのニュー・イングランド植民地からの代表と、後にニューヨークからのものを加えた。この新政府一管轄権が結果的には、ノヴァスコチャ (Nova Scotia) からデラウェア河 (Delaware River) 遠及ぶ—「ニュー・イングランド自治領 (the Dominion of New England)」は、マサチュセッツ商人のみに利益を独占させず、事実その短かい経過の中に種々重要な処置をとって、商人等と対立して支配した。

植民地商人にとって、何等かの彼等の事業上の計画を達成せんとする場合、母国イギリスでの営業者の協力と政治面での指導者の援助・指導なしに、単一の大きな営業行為は達成しがたいことが体得され、感知した時、時に応じ、彼等の計画の援助をロンドン人に求めることが必要が、一般の方針となつた。⁶⁾ このことは先にも触れたが、ピューリタン政権なりニュー・イングランド自治領政権時代と同じく、彼等自身が地方政権を指導していたダドレー政権でも同じであって、商人等が同地の一世紀にわたる長い歴史のうちで始めて、ニュー・イングランド政府を支配した事実は、このことからくる。彼等の権威は、彼等の影響が各方面に發揮された特別の政治的実力から由來した。この間の本国と植民地間の関係は、商人等の行動を通じ、その後間もなく起こったマサチュセッツとイギリス本国間の政治的紛争—本国名誉革命時のいわゆる「マサチュセッツの反乱」と1691年のマサチュセッツ新特許状の下付の際のイギリスの態度に見られると思われる。

当研究主題が「アメリカ革命期のニュー・イングランド商人の研究」であるだけ、マサチュセッツ商人層の権力獲得が実現され、その階層構造等が最後的に形成されたこの時期—名誉革命の一年前の1687年のマサチュセッツ商人像について、ヨーロッパと不斷に接触し、当時の新時代を代表

独立革命期のニュー・イングランド植民地商人の研究(二)

したと思われるニュー・イングランドのボストン商人像を、 J.A. ヘンレッタ (James A. Henretta)⁷⁾ の数値的研究を通して、簡単ながら窺って見よう。

当時 1687 年一名誉革命の一年前ボストンの人口 6000 人、戸数 850 戸、一戸平均 7.05 人で、 1690 年迄には、農業よりも商業への依存度が、財産の所有面に大きく影響していた。ボストンは、植民地期末期には、農村マサチューセッツの特色を示す土地所有の財産度が一般的ではなくなっていた。1687 年の人口中、課税対象となる階層は、所有地或は営業面からの収入に課税される 1036 人⁸⁾ で、この中、港添い社会の小売商或は未熟練工からなる 521 人は、この前工業社会の課税対象の最下層を形成していた。これら大工、造船工、かじ屋、小売商は、同町の課税対象人口の僅か 12 % を占めていたが、これら職人層と同町の経済エリート（貿易商）との間に、収入 8 ポンドから 12 ポンドの課税対象となりうる資産所有の 275 人の中間層が存在し、この中 180 人は 7 ポンド前後と評価される土地を持ち、商品の所有と運送の配分に課税されていた。残り 95 人は、8 ポンド前後の価値の土地と、更に、貿易に投資していた。

イギリスと西インド貿易に多大の投資をしている商人と造船の下請け工業と醸造に従事の人々は、1687 年課税人口の最高の 2.5 % を占めていた。⁹⁾ 20 ~ 170 ポンドに及ぶ課税所有地をもつこの商人階級は同町の富の 66 % を支配していた。然し経済の発展は余りにも早く、一様でなく不確かで、社会の他とはっきりした限界を持った明確な商人クラスの出現を許さなかった。同社会の最富豪階級の 3 分の一、僅か 85 人位が、20 ポンドにも価する家屋を所有していた。

17 世紀末迄に商業への投資が大きくなり、ボストンの社会的、政治的地位に入れ替えをきたして、周辺の各社会ときわだって異ってきた。1687 年に同町選出の「行政委員」¹⁰⁾ 9 人中 5 人は船長であった。これは指導ある人々への敬意からでたもので、いずれも 83 ポンド、29 ポンド、33 ポ

ンド, 33 ポンド, 24 ポンドの財産を持ち, エリシャ・ハッチンソン (Elisha Hutchinson), ジョン・フェザー (John Fairweather), シアファラス・フレアリ (Theophilus Frary), 並びに, ティモジイ・プラウト (Timothy Prout) は, 同町大富豪の 20 % の中にあった。尚貿易での成功は, 社会的地位の唯一の指針でなかった。行政委員の中でのディーコン・ヘンリー・アレン (Deacon Henry Allen) の存在は, 教会が前代から引き続き有力な存在であることを示したものと考えてよかろう。これら孤立した宗教社会と堅固な農村経済の遺産は, 18世紀の中期まで減んずることなく続いた高度成長の波の中に消え去った。

マサチュセッツのピューリタン教徒は, 公的方面から次第に除外されてきていたが, アンドロスの政策に一般が反対しているのを見て, 1685 年迄は, 遠慮のない反対者であった商人の中に, 新同盟者を見つけた。アンドロスと審議員に対する敵意は, 総督がボストンにアングリカン教会を建て, 土地への植民者の権限を脅かした時, 嫉惡に変じた。¹¹⁾

- 注 1) Bailyn B., op. cit., p.169. マサチュセッツ植民地創設者ウインスロップの死後, 1678 年迄の 30 年間に, 僅か 4 人が総督となった。John Endecott が 14 年, Richard Bellingham が 9 年, John Leverett が 6 年, Thomas Dudley が一期勤めた。Leverett を除き, 誰も貿易社会に同情的でなかった。(Bailyn, B., op. cit., p.160.)
- 2) 王党派, 国教徒, 商業帝国主義者, 王政復古後植民地に来, 20 年間の植民地発展中に, 重要な商業的指導者となった。(Bailyn, B., op. cit., p.169.)
- 3), 4) Bailyn, ibid., Labaree, B.W.C. Colonial Massachusetts, p.114.
- 5), 6) Bailyn, ibid., p.170.
- 7) Henretta, J.M., Economic Development and Social Structure in Colonial Boston, in The William and Mary Vol. X XIII, No.1, 1965, Jan. pp. 75-92.
- 8), 9) Henretta, op. cit., p.78.
- 10) Henretta, Ibid., p.79.
- 11) 上記の如く, ヘンレッタは, ピューリタンを, ボストンに於て未だ有力な存在であったと言い, ベイリンは完全にこの頃, 彼等は公的方面から除外

独立革命期のニュー・イングランド植民地商人の研究(二)

されたと述べているが、過渡期の描写は、対象に対する描写者の主觀によるものと思われる。

5.

上記の如く、1682年12月、ジェイムズ二世の愛顧をうけて、「ドミニオン・オブ・ニューイングランド」の総督となったエドモンド・アンドロスの、イギリス国教会の重視、地元ピューリタンの行事の軽視の態度が、ボストンの大商人 サミュエル・サオル (Samuel Sewall)を始め、信者等を怒からしたが¹⁾、更に、ニュー・イングランド人にとって重大な問題たるイギリス土地法を、ドミニオン・オブ・ニュー・イングランドに施行させようとしたことである。²⁾この新政策を文字通り解釈すると、町区^{タウン}が住民に土地を頒布したものは凡べて、インディアンから購入した土地と同じく無効になるわけである。そしてマサチュセッツ内の凡べての無住地は、1629年の特許状の無効措置と共に王に返還されることになった。帝国支配の強化につれて次第に明確な形をとってきた植民地政策は、自由な土地保有者にすべて免役地代 (quitrent)を国王に払わねばならぬことに至って大きな問題となった。住民にとって、土地所有の危機感程重大な問題はなかった。三世代にわたって住民の得た土地への地代要求は、人々の心臓を痛く締め付けた。それは土地所有権への脅威で、貿易の制限とか、イギリス国教の問題どころでなく、1688年、上記 S. サオル (S. Sewall) も、郷里のイギリスに帰国して、土地政策の変更に反対する申立をした位であった。

植民地で政治的危機が成熟しつつあった時、イギリス本国では、重大な政治的変革、即ち1688年の名誉革命が勃発して、植民地にも「アメリカ革命」をおこさせ、無数のドミニオンの役人等か、或る時は軍隊に、或は武装した市民の群に捕えられて、投獄された。アンドロス自身も降伏して、保護監禁所に入れられた。而して、もとのブラッドストリート

(Bradstreet) 総督を含む市民の主な人々が集合し、アンドロス政権攻撃の声明書を読み上げ、アンドロスを始め部下等の逮捕を正当化した。かくて名誉革命のボストン的解釈は、一滴の血も流さずにその趣旨を達成した。

マサチューセッツの「審議会」⁵⁾は、次の方針を協議するため、各タウンの代表を集めて意見を求めたところ、商人等の多くは暫定政権の継続を求めた。然し、農村からの気持は、主に特許状政府の復活を望んでいたに対し、保守派は、「特許状が3年前に廃止されているだけ、斯様な動きは、ロンドンでは、反抗行為とみなされるかも知れない」と警告している。市民の中には、数々の罪状を挙げてアンドロスの支配を攻撃した上、ロンドンに事態の了解を求め、「吾々は常にイギリスの国王に忠誠であるように努力している」と述べ「国王が吾々の特許状を認めるように希望をつないでいる」とする者もいた。

17世紀後半の時点では、國王と母國と植民地間の関係を定義する宣言とか決意を起草する大陸會議の如きものはなかった。然し、1675年～85年間の数個の植民地の対応意見は、吾々に明瞭なそれらの証拠を残しておいでくれている。⁶⁾

マサチューセッツの聖者等は、17世紀を通じ、「イギリス人の権利」を用いなかった。彼等と神との特別な組み合わせ、1629年の特許状、神の使命觀のゆきつくところ、王国の自由や帝国の責任以上のものがあると考えたが、一般的には、1670年代を通じ、神との契約とチャールス一世との特許状をもとに、バイブル共和国を侵かさんとしている外国の無神政府への保証とした。然し、1680年代に、この植民地の終末がやってきた。1684年にチャールスは特許状を撤回した。その後は、チャールスは思いのままに処置できた。彼の喜んだことに、ニュー・イングランド諸植民地を上記の如く凡べて一つの政府の下に纏め、ドミニオン・オブ・ニュー・イングランドと呼ばせた。その上に、エドモンド・アンドロス卿をおき、全地域

独立革命期のニュー・イングランド植民地商人の研究(二)

を本国政府に直結して、画一的な支配下においていた。

ヴァージニアは、既に、1619年に小議会が設けられ、植民地自治の発達に大きく関係を持ちアメリカ大陸への代議制議会制度移植に尽してきたが、この議会制度は王領植民地となつても変わらず（1624年）、1675年に明確な声明を出しておる、将来の土地の保証を求める以外に、特許状の条項は、⁸⁾自治の権利の保証に対する強い要求で、ヴァージニアにおけるイギリス人の権利、特に同意なしに課税されない保証があった。⁹⁾アメリカに住む植民者は、イギリスにおけるイギリス人と同じ自由と権利をもつべきものとした。

1688年の名誉革命は、翌年アメリカ植民地の五つに反乱を起こした。それは先ずマサチューセッツにおこり、それからニュー・イングランドの凡てに及んだ。次いで、ニューヨークとバルティモア卿（Lord Baltimore）のメリーランドに及んだ。マサチューセッツでは、蜂起は実質的に一致しておこった。

マサチューセッツでは反乱者等は、アンドロスとその部下を投獄後一年許りして、ランドルフと共に本国に送り返した。植民者等は、前の政府を踏襲し、85才の前総督シモン・ブラッドストリート（Simon Bradstreet）に再起してもらい、政治を以前の如く続けた。彼等はウィリアムとメリー（William and Mary）に、カトリックのキングの勝手気儘な統治に対する新国王への贈り物として、彼等の大胆な反乱という行為を受けてもらいたいと懇請した。

この時は大西洋の両岸において、イギリス国民は、所有権と自由を認められぬ奴隸制度に反抗した。これはイギリス人の権利と自由とプロテスタント宗派の存続を約束した名誉ある意図で、これらによって実証された議会の中にある国王（King in Parliament），理論に基く議会主権（Parliamentary Sovereignty）主義が確立された。

アメリカに於ては植民者等は、彼等の革命を、王国内に住む王の臣下等

と同等の待遇を保証した帝国たるもの概念を早くも立てていた。マサチューセッツが「神の王国」として、イギリス人本来の「平等」の意識の認識に遅れていた中で、インクリス・マザー (Increase Mather) は、諸植民地を通じて、多くの人々の気持を纏めて次のように述べている。「いかなるイギリス人も、そのためにそのイギリス的自由 (English Liberties) を奪われようとも、イギリス人は、彼等の生命と所有地を賭け、国王の海外の領土を拡げ、全イギリス人を富裕ならしめるために働いている」と。¹⁰⁾ イギリス人の権利を拒否され、母国でのイギリス人と等しい待遇を拒否され、植民者等は二つのものを確立し維持せんとして反乱した。

ロンドン当局は、1689年の最初の間、植民地におこっているかも知れない問題には触れないようにしていた。マサチューセッツからは、インクリス・マザー (Increase Mather) 等の政治家が、アンドロスとその政府の罪状に対するマサチューセッツの申立てを持ってきていたが、彼はボストンからきたその他の人々と共に、アンドロスの即座の解任と旧政府の復活を新王に懇請した。ニュー・イングランドに幸いなことに、新王ウィリアム三世はドミニオンの再建に興味を示さなかったが、と言って旧特許状をマサチューセッツに還すことには反対した。

1690年—91年の冬期間、「通商・貿易委員会 (Committee For Trade and Plantation)」は、「湾植民地 (Bay Colony)」の新特許状草案起草を始めた。その結果の条文は、植民地人の民主的な要求と17世紀末の帝国の状態と政治原理を調和して作られていた。1691年当時はイギリスはオランダ戦に次ぐフランスとの十八世紀の大半をかけた二国間の一連の戦争の開始期に苦闘していた。故にウィリアム三世は、カナダのフランス軍に対抗できる政府を、ニュー・イングランドに持たんとしていた。重商主義の原理に基づき、マサチューセッツに植民地政府を作り、貿易諸法を強行せんとしたのである。

このようにして公布された特許状は、マ湾植民地を、自治領でなく王領

独立革命期のニュー・イングランド植民地商人の研究(一)

とし、その領土をプリマスおよびメインに迄拡大した。全植民地総督は
ジエネラル・コート
総議会に拒否権を持ち、王による任命たるべきこととなった28人の審
議員は（他の王領植民地と異り、王によって選出されたものでなく）総
議会で選出され、総督の審議会と「植民地議会」の上院の二重の性格を持
っていた。¹¹⁾植民地議会の議員の選出は、かつてのような宗教的な資格でな
く、財産上の資格を基礎として選出する如く改め、全植民地の各地域を代
表するように構成され、総議会の下院として、二院制の立法府が認められ
ていた。マサチュセッツ湾植民地では、中・小財産所有者がひろく普及
していたため、成年男子の大部分が参政権を持っていた。コネティカット
およびロードアイランドでは、これらの植民地が成立した当時の民主的原
則が再確認され、総督と立法府はこれら植民地住民によって選出された。

王の特許状でも、その後のことでも判るように、これ以上の干渉はしない
と言ってはいなかった。イギリス人がイギリスで勝ち得た憲法上の修正に
かかわらず、名譽革命は、イギリス人が植民地人に時に言っていたこと、¹²⁾
即ち植民地は王が思うがままに処理できる王の領土であることを教えた。
植民地人は、アメリカでは、イギリス人の持つ権利の保証は殆んど持ち得
なかつたと言える。共に1688年に行った革命で、植民地人が公的にはか
ち得なかつた政府からの平等な待遇も、政治を通じて、漸次それに代わる
ものをかちうる希望は持ち得た。書かれた特許状で得られなかつたもの
を、植民地人は18世紀の長い期間をかけて勝ちとった。アメリカの植
民地人が、帝国の植民地支配に強烈な変化がおきた1764年迄母国イギ
リス人と同等に受けていると思った「自由と権利」の長い歴史的幻想は、
次の12年間、再び母国から挑まれる迄、アメリカ植民地イギリス人の心
奥に固く定着していた。

1691年の特許状は、この間の両者交渉の一里塚であり、イギリスの植
民地政策を廻る抗争は、内部革命運動が証拠の欠除において顕著なのと対蹠
的に、証拠の豊富さに於て顕著なのであった。この争をアメリカ革命とし

てよりも、独立の闘いとして解釈することは、しかしデモクラシーが係争点でなかったことを意味するものではない。デモクラシーは特権上層階級と下層非特権階級間の内部革命によって達成さるべき条件としてではなく、既に存在していた力、即ちイギリスの植民地支配を妨げた力として重要視すべき力なのである。民主主義は、アメリカ革命において基本的であったという意味は、今日の内部革命史家の解釈とは本質的に違うと思われる。

アメリカの革命後暫くして、ジョン・アダムス(John Adams)は、「革命を生むに与って力あった主義なり感情は200年前に遡り、アメリカ植民地期の初めから、この国の歴史の中に求められねばならない。本国・植民地間の主義と感情上の「^{バーベチュアル・ディスクーダンス}不斷の軋轢」は、17世紀末以来この方激化の一途を辿¹³⁾った。」と断言したが、200年も遡る必要はなく、1691年の特許状を一寸調べるだけでも、問題の処置が判り民主主義の演じた役割が示されている。

ブラウン(R.E. Brown)も、上記の如く、この年をその著書の論究の初期とし、長く争われたイギリス人とアメリカ人の「自由と権利」を中心¹⁴⁾にその民主主義が争点の中心たることを重視している。上記の如く、一世紀にもわたる長い苦闘を経て、この頃始めてニュー・イングランドの政治権力を獲得し、その階層的構造も最終的にこの時期に形成された商人層について、今後のアメリカ、イギリス両者間の関連研究に大きな意味を持つものとして、上記ベイリン(B. Bailyn)^{カウンシル}もこの時期の商人の参事会員の¹⁵⁾選挙等における政治的活動に注目している。

注 1) Labaree, B.W., op. cit., p.124.

2), 3) Ibid., p.114.

4) Lovejoy, D.S., op. cit., p.41.

5) Labaree, op. cit., p.117.

6), 7) Lovejoy, D.S., op. cit., p.241.

8), 9) Ibid., p.245.

10) Ibid., p.254, Labaree, ibid., p.119.

11) Labaree, op. cit., p.119.

12) Pocock, op. cit., p.256.

独立革命期のニュー・イングランド植民地商人の研究(二)

- 13) Brown, op. cit., p.120.
- 14) Ibid., p.121.
- 15) Bailyn, ibid., pp.169-177. 参事会員の選出にニュー・イングランド商業の中心の商人の政治的発言が大きく影響していた。

(未完)

(本稿は昭和56年度文部省科学研究費補助金による研究成果の一部である。)